

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	宜野湾市 身体障害者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宜野湾市は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

沖縄県宜野湾市長

公表日

令和5年4月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法施行令により、福祉事務所の長が行うことと規定されている事務。</p> <p>①新規交付申請に関する事務 申請者より交付申請書・意見書・写真を受理し、知事へ進達する。 知事より手帳の送付及び手帳交付通知を受け、申請者へ手帳を交付する。 知事より却下通知を受けた場合は、申請者へ却下通知の送付を行う。</p> <p>②再交付申請に関する事務(障害名追加・障害程度の変更) 申請者より再交付申請書・意見書・写真を受理し、知事へ進達する。 知事より手帳の送付及び手帳交付通知を受け、申請者へ手帳を交付する。 知事より却下通知を受けた場合は、申請者へ却下通知の送付を行う。</p> <p>③再交付申請に関する事務(再認定) 知事より再認定を受けるべき通知が届いた障害者へ再認定の通知を行う。 再認定を受けるべき障害者より再交付申請書・意見書・写真を受理し、知事へ進達を行う。 知事より手帳の送付及び手帳交付通知を受け、申請者へ手帳を交付する。 知事より却下通知を受けた場合は、申請者へ却下通知の送付を行うと同時に手帳の返還手続きについて通知する。</p> <p>④再交付申請に関する事務(破損・汚損・紛失) 申請者より再交付申請書・写真を受理し、知事へ進達する。 知事より手帳の送付及び手帳交付通知を受け、申請者へ手帳を交付する。</p> <p>⑤居住地・氏名等変更届出に関する事務 届出者より届出を受理し、福祉事務所長名で手帳の居住地・氏名等の書き換えを行う。 知事へ進達する。</p> <p>⑥返還に関する事務 ○対象者が死亡・非該当になった場合、届出及び手帳を受理し、知事へ進達する。 ○再交付申請による手帳の返還については、届出を受理して知事へ進達するとともに、手帳は裁断・焼却等処分を行う。</p>
③システムの名称	身体障害者手帳管理システム、庁内連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 身体障害者手帳管理情報ファイル 2. 宛名管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表第一の11項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条 ・宜野湾市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、2項、3項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 20px;">[実施しない]</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div> </div>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宜野湾市 福祉推進部 障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 総務部 総務課 総務係 情報公開担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩一丁目1番1号 宜野湾市役所 福祉推進部 障がい福祉課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

